

令和4年7月発行 山形市認定農業者情報誌 第160号
現在の山形市の認定農業者数:388名(令和4年7月)

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会
〈問い合わせ先〉
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線430

第21回山形市農畜産物フェスティバル 農産物フリーマーケット参加者募集!

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和4年10月15日(土) 10:00~13:00(予定)
- ③ 場所 県民ふれあい広場 芝生広場(霞城公園東大手門の東側)
(「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保)
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和4年8月25日(火)まで電話、FAX、メールにてご連絡をお願いします。
- ⑥ 留意点 ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくこととなります。
・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
・出店料は無料です。テント、長机、椅子はこちらをご用意しております。
・飲食・試食も行う予定です。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、開催の可否を含めて開催内容や時間に変更される場合もありますので、ご了承ください。



【申込・問い合わせ】
山形市認定農業者連絡協議会事務局
(山形市農政課 就農・経営支援係)

TEL: 641-1212(内線430)

地域で話し合うことで 機構集積協力金を活用しよう！

機構集積協力金の概要

～農地中間管理機構を活用した地域の皆さんに協力金・奨励金を交付します～

1 地域集積協力金

地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積を図る場合に交付します！

2 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に交付します！

【地域設定に当たっての留意点】

- 地域集積協力金及び集約化奨励金の対象地域は、同一の「人・農地プラン」のエリアに含まれる一定の区域です。（農業集落、大字、学校区等の人農地プラン作成・実行のための話合いの単位）
- 区域の外縁が明確であり、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。
（注）中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。

～お問い合わせ・御相談先～

【申込・問い合わせ】

（山形市農政課就農・経営支援係） TEL 641-1212（内線430）

1 地域集積協力金

～機構活用率の算定が「累積」に変更～

地域の話合いにより、機構に貸し付け、又は機構を通じた農作業委託により担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

【交付単価】

	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

○中山間地域の最低活用率は
一般地域の1/5！

○機構活用率の算定方法が
「累積」に変更

○過去に交付を受けた地域は、
前回交付を受けた区分よりも
高い区分の機構活用率で申請
が必要。

【交付要件】

交付対象面積の1割以上が新たに担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者）に集積される必要があります。

◇機構の活用率の算出方法

$$\frac{\text{機構の活用率（累積）}}{\text{（R5.2末時点）}} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

◇交付対象面積

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

（R4.3～R5.2）

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積} \quad ※委託期間：10年$$

【取組のイメージ】

<中山間地での活用事例> 非担い手農地を機構を活用し担い手へ集積

■ 対象期間内の機構への貸付面積：2.22ha（再貸付面積なし）

$$\text{機構活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}10.27\text{ha} + \text{機構の農作業委託総面積}0\text{ha}}{\text{地域の農地面積}52.87\text{ha}} = 10.27 / 52.87$$

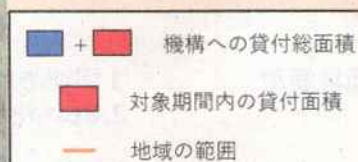
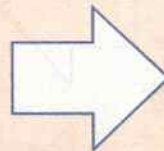
≒ 19.4% ⇒ 交付単価区分2に該当

■ 上記のうち新たに担い手へ貸付される面積：1.5ha

⇒ 新たに担い手へ集積される割合 $1.5\text{ha} / 2.22\text{ha} \geq 10\%$ 交付要件達成



機構活用前（R4.2末時点）



機構活用後（R5.2末時点）

2 集約化奨励金

～担い手以外の農地が集約化された場合も対象～

地域の話合いにより、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託による農地集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

【交付単価】

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上の増加	/	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上の増加		1.5倍以上増加 (地域の団地面積の割合が30%以上)

翌々年度までの転貸又は農作業受託面積(計画含む)を対象としているため、複数年度で計画を進められる!

【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10(20)ポイント以上増加
- ② 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加

◇交付対象面積

交付対象面積(転貸) = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積
(R4.3～R7.2(見込み含む))

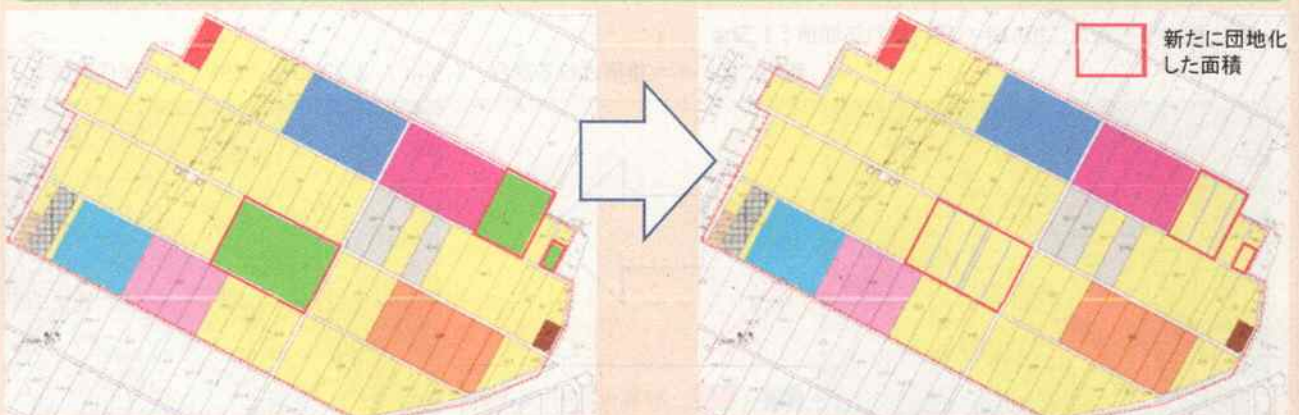
交付対象面積(受託) = 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

【取組のイメージ(交付要件②の例)】

<集約化の事例>

これまでに地域集積協力金(集積タイプ)を活用し、法人Aに集積を進めてきた地域。地域の話合いを契機に農地中間管理機構を活用していない農地については、法人Aへ集積・集約化し、大規模団地の造成を図る。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合: 69.5%(1ha以上の団地面積/地域の農地面積 = 18.03ha/25.95ha)
- 耕作者の団地数: 17団地から13団地に減少(独立した1筆のほ場を含む)
- 1団地あたりの平均面積: 1.79haから2.86haと1.6倍増加 ⇒ 交付要件②1.5倍以上増加を達成



同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が69.5%(30%以上の地域)

機構活用前 (R4.2末時点)

1団地あたりの平均面積が1.79haから2.86haと1.6倍増加(1.5倍以上増加を達成)

機構活用後 (R7.2末見込)

農業用ビニールハウスの強風被害対策について

近年、台風等の強風による農業用ビニールハウスへの破損被害が見受けられます。被害予防への一環として、農業用ビニールハウスの点検を行いましょう。

【チェック項目】

被覆資材	被覆資材に破れや穴が空いていないか確認する。 ※破れや穴があったら拡大しないようテープ等で補修する。
ビニペット	ビニペットの緩み、外れ、腐食を点検し、被覆資材をしっかりと固定する。
ハウスバンド	アンカーやらせん杭等の点検を行うとともに、ハウスバンドの締め直し等を行う。

【対策】

①	ハウスバンド間隔を狭くして被覆資材のバタツキを防止するとともに、マイカー線やマイカードリ等を点検し、ハウスサイドからの風の流入を防止する。
②	強風で出入り口引き戸が移動したり外れたりしないよう固定し、出入り口からの風の流入を防止する。
③	ハウス周辺のもものが飛ばないように、できるだけ片づけておく。 ※強風の中での作業は危険を伴うので、日頃より気象情報に注意を払い、事前に安全性に配慮し、作業を行うようにしましょう。

セーフティネットに加入し、災害に備えましょう

十分な被害対策をおこなっていても、近年は予期せぬ災害が多発しています。

農業経営を維持・発展するためにも、農業者自らがリスクに対し必要な備えをすることが重要です。

園芸施設共済は、充実した補償内容で大切なハウスの万が一の被害にしっかり備えられます。

また、ハウス内の作物の被害には、施設内農作物の補償の追加や収入保険へ加入し災害に備えましょう。

詳細については、山形県農業共済組合本所 園芸部 (TEL023-656-8978) にお問い合わせください。

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業を起点とした6次産業化の取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発や試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

○グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設・設備等の整備に係る事業

2. 事業対象者 市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率と補助限度額

(1) ビジネスチャレンジ支援事業

①農業者等自ら取り組む場合 2/3 上限25万円

②商工業者等と連携する農業者等が取り組む場合 1/2 上限50万円

※ただし、重点的に活用を図るべき農畜産物を活用した場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50万円を上限とする。

(2) 販路拡大支援事業 1/2 上限25万円

(3) グリーン・ツーリズム推進事業 1/3 上限50万円

※上記の事業について、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和4年8月1日(月) ～ 令和4年8月31日(火)

【公募終了後のスケジュール】

9月に外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。6次産業化の取り組みの実現性や創意工夫性などをポイントとして、意欲的な6次産業化の取り組みに対し、補助金交付対象事業者として決定します。

※提出の前に、申請内容等について事前に担当にご相談下さい。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212 (内線431)

戦略農産物作付促進事業について

◆ 事業の概要

水田において、主食用米から戦略農産物の内「ねぎ」「さといも」「落花生」への転換を促し、本作化を進めることで、需要に応じた米生産を行うことを目的とした事業です。

◆ 支援内容

① 戦略農産物機械導入支援事業

「ねぎ」「さといも」「落花生」の生産に必要な機械の導入を支援します。但し、トラクター本体は除きます。

- ・トラクターアタッチメント（畝立て機など）・播種機・管理機・収穫機
- ・調整機械（皮むき機、切断機）など

該当機械が不明な場合は、お電話でお問い合わせください。

◎助成対象者 水田で10a以上戦略農産物の作付けを行う販売農家、法人（農事組合法人・株式会社・有限会社等）

◎助成単価 取得価格の3/10以内。千円未満は切り捨て。上限額375万円

② ねぎ作付け奨励金

転換直後は、土づくりが必要で収穫量も不安定なため、水田で「ねぎ」を新植した初年度に限り作付け奨励金を交付します。

◎助成対象者 10a以上の水田で、ねぎに転換を図った販売農家、法人。法人とは、農事組合法人・株式会社・有限会社等をいう。

◎助成対象水田 畦畔を除き合計10a以上で「ねぎ」を一筆全部に作付した水田。

◎作付奨励金の単価 ねぎに転換した水田面積10aあたり100,000円

◎助成方法 申請圃場の現地確認の際、ねぎの新植について確認し、秋に出荷販売を確認した上で、奨励金を交付します。

◆ その他

事業に要望される方は、下記連絡先までご連絡ください。要望が多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

【お問合せ先】

山形市農政課営農改善係

TEL:023-641-1212 内線 433、434

FAX:023-641-1865

E-mail:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

センシング技術導入事業について

【事業の概要】

水稻の生産コスト低減を図る手段として、ドローンを活用したリモートセンシングの実施や、ドローン操縦に必要な認定オペレーターの資格取得講習を受講する農業者に対し支援します。

【支援内容】

①センシング技術導入事業

- ・補助率等 2分の1以内の額
- ・対象経費 ドローンを活用したリモートセンシングによる撮影及び画像の評価・分析費用

※空撮を行うため、圃場周辺に障害物(樹木など)がないことや圃場がある程度まとまっている必要があります。

②認定オペレーター資格取得事業

- ・補助率等 10分の3以内の額
- ・対象経費 認定オペレーター資格取得講習に掛かる経費

※国土交通省ウェブサイト「無人航空機の講習及び管理団体一覧」に掲載されている団体の発行する資格が対象です。

【その他】

事業に要望される方は、下記連絡先までご連絡ください。
申し込み多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

【お問合せ先】

山形市農政課営農改善係

TEL:023-641-1212 内線 433、434

FAX:023-641-1865

E-mail:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp